

議案第 88 号

勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

施設の使用料の一部を見直し利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第10条関係) 基本使用料				別表第2(第10条関係) 基本使用料			
施設区分	単位	使用料(円)		施設区分	単位	使用料(円)	
		休憩	宿泊			休憩	宿泊
コテージ	1棟	9,400	13,600	コテージ	1棟	9,400	13,600
バンガロー	1棟	2,600	3,700	バンガロー	1棟	2,600	3,700
バーベキュー施設	1基		3,100	バーベキュー施設	1基		3,100
キャンプ場(テントサイト)	1張箇所		1,000	キャンプ場(テントサイト)	1張箇所		1,000
林間広場	1時間		400	林間広場	1時間		400
テニスコート	1時間		400	テニスコート	1時間		400
ミニグラウンド	1時間		400	ミニグラウンド	1時間		400
ソフトボール場	1時間		500	ソフトボール場	1時間		500
屋根付き広場	1時間		400	屋根付き広場	1時間		400

五右衛門風呂 (大人：中学生以上)	30分	300
五右衛門風呂 (小人：3歳以上小学生以下)	30分	100

備考

- 1 休憩は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 宿泊は、午後1時から翌日午前11時までとする。
- 3 五右衛門風呂の30分には、火熾しの時間を含まないものとする。

五右衛門風呂 (大人：中学生以上)	30分	300
五右衛門風呂 (小人：3歳以上小学生以下)	30分	100

備考

- 1 休憩は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 宿泊は、午後1時から翌日午前11時までとする。
- 3 五右衛門風呂の30分には、火熾しの時間を含まないものとする。
- 4 バーベキュー施設は1基を2分割した半面での使用の場合、上記使用料の2分の1とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。